

# 札幌社保協 FAXニュース

2017年 10月7日(土)  
社保協事務局 発行  
Tel823-0867 Fax821-3701  
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期  
高齢者110番は  
10月26日(木)です

## 介護総合事業 アンケート発表

## 通所介護4割経営悪化、 2割が「撤退・閉鎖検討」



9/29「介護に笑顔を!道連絡会」は、「札幌市総合事業実態調査」について、市政記者クラブで発表しました。内容は9/30付北海道新聞に掲載されました。

河原代表が総合事業と実態調査の意味について触れながらあいさつ。調査のまとめを田村勤医労書記次長が報告し、利用者の声を石岡新婦人道本部副会長が新婦人の「医療・介護困りごとアンケート」から紹介しました。(上写真)

介護保険改悪の一つとして、要支援の認定者のサービス利用の内、訪問介護と通所介護を、介護保険から自治体の事業に移し、費用の抑制を図る「総合事業」ができ、札幌市では2017年4月から始まりました。札幌社保協と「介護に笑顔を!道連絡会」は対象となる市内の事業者、訪問介護603、通所介護500の事業所へアンケートを送り、通所23.0%、訪問介護15.5%の回答があったものです。

●総合事業の実施前に比べ、「経営状態が悪化した事業所は、通所38.3%、訪問27.4% ●運営面での工夫～「要支援と総合事業対象者の受け入れ制限」が通所20.9%、訪問26.3%と2割以上に。●今後、市の総合事業報酬が下がった場合どうするか～「現在より受け入れ人数を制限」



通所45.2%、訪問40.0%、「撤退」通所16.5%、訪問16.8%。「閉鎖検討」通所5.2%、訪問6.3%と2割以上が事業継続は困難と答えています。これでは利用者の行き場がなくなっていくます。

●新婦人の利用者アンケートでは「要支援での利用がなかなかできない。軽度の内に利用できるようにしてほしい」「サービスの低下がある。ヘルパーのサービス時間が短くなっている」などの声が出されています。

連絡会は共産党札幌市議団と29日に懇談し(写真下)、発表の内容を説明して意見交換し、介護改善の協力を要請しました。札幌社保協と介護に笑顔を!連絡会では、結果を基に市との話し合いを11/6に予定しています。

## 「国保一部負担金減免」 札幌市の要綱はおかしい

## 札幌国保裁判

この裁判は、北区のOさんが失業後、失業手当などで医療費を支払っていたものの、その後困難になったために一部負担金減免を申請したところ、失業後半年以内だった1カ月は認めるが、半年を過ぎた2カ月目からは対象外とされたため、不服審査請求後、裁判提訴したものです。札幌市の一部負担金減免の要綱改定の内容が、国保法や国の方針にも反していることを主張し、争っているものです。

9/27札幌地裁の裁判には、守る会を中心とした支援者48人が駆け付け、裁判所前の激励集会、傍聴、報告集会に参加しました。報告集会では山本完自弁護士が経過やこの日の主張について説明し、参加者からの感想や激励の言葉がありました。

原告のOさんは、「病気になってから仕事も変わったり、働いても病院代を払うと生活費が足りなかったり大変でした。でも何とか働き続けたい。そのためにも制度を良くしてほしい」と訴えました。この裁判は、12/13に判決が出される予定になっています。

